

## じん肺健康管理実施状況

資料 2

## 1. 在職者におけるじん肺健康診断結果

	適用事業場数	粉じん作業従事労働者数	じん肺健康診断実施事業場数	じん肺健康診断受診労働者数	新規有所見者数
平成19年	42,663	419,456	19,255	224,651	264
平成20年	43,183	456,936	19,842	244,993	244
平成21年	42,371	415,228	18,237	213,784	233
平成22年	43,438	480,017	20,826	243,636	260
平成23年	42,258	454,265	19,441	234,477	174
平成24年	42,961	471,797	20,350	235,923	186
平成25年	43,489	492,788	20,430	243,740	227
平成26年	44,553	515,015	21,622	251,730	107
平成27年	45,659	515,187	21,967	249,759	106
平成28年	46,490	555,060	22,525	269,763	122
平成29年	46,807	547,492	22,536	262,056	125

## 2. 在職者におけるじん肺管理区分決定状況

	管理区分 決定件数	管理1	管理2	管理3			管理4	有所見者 の合計	合併症 り 患者数
				イ	ロ	合計			
平成19年	5,675	411	4,637 (88.1)	387 (7.4)	233 (4.4)	620 (11.8)	7 (0.1)	5,264 (100.0)	7
平成20年	5,200	448	4,146 (87.2)	379 (8.0)	213 (4.5)	592 (12.5)	14 (0.3)	4,752 (100.0)	4
平成21年	4,761	306	3,951 (88.7)	303 (6.8)	191 (4.3)	494 (11.1)	10 (0.2)	4,455 (100)	4
平成22年	4,221	306	3,445 (88.0)	285 (7.3)	174 (4.4)	459 (11.7)	11 (0.3)	3,915 (100)	9
平成23年	3,472	237	2,843 (87.9)	233 (7.2)	145 (4.5)	378 (11.7)	14 (0.4)	3,235 (100)	6
平成24年	3,237	272	2,633 (88.8)	197 (6.6)	127 (4.3)	324 (10.9)	8 (0.3)	2,965 (100)	7
平成25年	2,819	326	2,186 (87.7)	179 (7.2)	116 (4.7)	295 (11.8)	12 (0.5)	2,493 (100.0)	5
平成26年	2,527	302	1,967 (88.4)	150 (6.8)	96 (4.3)	246 (11.1)	12 (0.5)	2,225 (100.0)	1
平成27年	2,174	239	1,691 (87.4)	136 (7.0)	93 (4.8)	229 (11.8)	15 (0.8)	1,935 (100.0)	3
平成28年	2,036	229	1,573 (87.1)	123 (6.8)	98 (5.4)	221 (12.2)	13 (0.7)	1,807 (100.0)	2
平成29年	1,839	155	1,456 (86.5)	116 (6.9)	103 (6.1)	219 (13.0)	9 (0.5)	1,684 (100.0)	4

注1 ( )内は、有所見者の合計に対する割合(%)を示す。

注2 適用事業場数、粉じん作業従事労働者数、じん肺健康診断実施事業者数、じん肺健康診断受診労働者数は、じん肺法施行規則第37条に基づく事業者からの報告の集計結果である。

注3 管理区分決定件数は、都道府県労働局からの報告の集計結果である。

## 3. 在職者における合併症り患者数

	第1号(肺結核)	第2号(結核性胸膜炎)	第3号(続発性気管支炎)	第4号(続発性気管支拡張症)	第5号(続発性気胸)	第6号(原発性肺がん)	合計
平成19年	0	0	1	0	1	5	7
平成20年	0	0	3	1	0	0	4
平成21年	0	0	1	1	1	1	4
平成22年	1	0	6	1	0	1	9
平成23年	0	0	2	2	0	2	6
平成24年	1	0	3	0	1	2	7
平成25年	0	0	4	0	1	0	5
平成26年	0	0	1	0	0	0	1
平成27年	2	0	1	0	0	0	3
平成28年	0	0	1	0	0	1	2
平成29年	0	0	2	0	2	0	4

注：「合併症り患者数」は、じん肺法第12条に基づき都道府県労働局あてじん肺管理区分決定申請があったもので当該年にじん肺管理区分決定があったもののうち合併症にかかっているとされた人数である。

#### 4. 随時申請に係るじん肺管理区分決定状況

	管理区分決定件数	管理1	管理2	管理3			管理4	有所見者の合計	合併症り患者数
				イ	ロ	合計			
平成19年	2,694	918	1,001 (56.4)	275 (15.5)	281 (15.8)	556 (31.3)	219 (12.3)	1,776 (100.0)	407
平成20年	2,346	751	911 (57.1)	256 (16.1)	245 (15.4)	501 (31.4)	183 (11.5)	1,595 (100.0)	386
平成21年	2,160	695	805 (55.0)	217 (14.8)	249 (17.0)	466 (31.8)	194 (13.2)	1,465 (100.0)	323
平成22年	1,900	649	670 (53.6)	172 (13.7)	207 (16.5)	379 (30.3)	202 (16.1)	1,251 (100.0)	294
平成23年	1,627	551	570 (53.0)	148 (13.8)	167 (15.5)	315 (29.3)	191 (17.8)	1,076 (100.0)	228
平成24年	1,513	551	557 (57.9)	129 (13.4)	137 (14.2)	266 (27.7)	139 (14.4)	962 (100.0)	207
平成25年	1,355	485	480 (55.2)	108 (12.4)	126 (14.5)	234 (26.9)	156 (17.9)	870 (100.0)	161
平成26年	1,116	370	394 (52.8)	93 (12.5)	119 (15.9)	212 (28.4)	140 (18.8)	746 (100.0)	110
平成27年	1,027	366	384 (58.1)	71 (10.7)	86 (13.0)	157 (23.7)	120 (18.2)	661 (100.0)	113
平成28年	913	327	325 (55.5)	69 (11.8)	81 (13.8)	150 (25.6)	111 (18.9)	586 (100.0)	84
平成29年	882	292	332 (56.3)	69 (11.7)	90 (15.2)	159 (26.9)	99 (16.8)	590 (100.0)	79

注1 ( )内は、有所見者の合計に対する割合(%)を示す。

注2 管理区分決定件数は、都道府県労働局からの報告の集計結果である。

#### 5. 随時申請に係る合併症り患者数

	第1号(肺結核)	第2号(結核性胸膜炎)	第3号(続発性気管支炎)	第4号(続発性気管支拡張症)	第5号(続発性気胸)	第6号(原発性肺がん)	合計
平成19年	10	6	335	4	21	47	423
平成20年	8	4	321	6	18	49	406
平成21年	15	3	267	2	9	36	332
平成22年	12	1	242	2	13	41	311
平成23年	2	1	183	2	18	24	230
平成24年	10	2	169	2	9	20	212
平成25年	4	0	123	2	10	21	160
平成26年	1	0	89	1	2	18	111
平成27年	1	1	82	2	8	19	113
平成28年	1	0	66	2	4	13	86
平成29年	1	0	59	0	5	14	79

注：「随時申請に係る合併症り患者数」はじん肺法第15条及び16条に基づき都道府県労働局あてじん肺管理区分決定申請があったもので当該年にじん肺管理区分決定があったもののうち合併症にかかっているとされた人数である。